

重要事項説明書

令和 6年 4月 1日 策定

当事業所は、ご契約者に対して 指定訪問介護サービス、札幌市訪問介護相当型サービスを提供します。事業所の概要、提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを厚生労働省令に基づいて次の通り説明いたします。

当事業所は、訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービス（第1号訪問事業）の指定を受けております。

1、事業者概要

法 人 名	株式会社大蔵マネジメント
所 在 地	札幌市豊平区平岸1条17丁目2番1号 東急ドエル平岸ビレジ1号棟404号室
電 話 番 号	011-595-8277
代 表 者	代表取締役 佐野 真人
設立年月日	令和 4年 3月 18日

2、事業所の概要

事 業 所 名	訪問介護事業所さんごの里
所 在 地	札幌市豊平区平岸1条17丁目2番1号 東急ドエル平岸ビレジ1号棟404号室
電 話 番 号	011-598-6330
管 理 者 名	山本 典明
運 営 方 針	当事業所は、要介護者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
サービス提供地域	札幌市内全域
事業者指定番号	0170515340 令和5年1月1日指定

3、営業時間及びサービス提供時間

サービス種類	①訪問介護 ②札幌市訪問介護相当型サービス
営 業 日	月曜日～金曜日 ※国民の祝日・年末年始（12月30日～1月3日）は除く
営 業 時 間	午前9時00分 ～ 午後6時00分
サービス提供時間	指定訪問介護サービス 24時間対応

4、職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しております。

主な職員の配置状況

職 種	人 数
管理者	1 名
サービス提供責任者	1 名
訪問介護員	2 名以上

5、利用料金

(1)、利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として利用料金の1割又は2割もしくは、3割を負担していただきます。

ただし、介護保険給付の支給限度を超えてサービスを行う場合は、超えた利用料金については、全額負担となります。

(2)、介護保険給付の対象となるサービス

「身体介護」(直接身体に触れる介護)

ア 入浴介助 入浴の介助または、入浴が困難な方は、体を拭く(清拭)、洗髪などを行います。

イ 排泄の介助 排泄の介助、オムツ交換を行います。

ウ 食事介助 食事の介助を行います。

エ 自立生活支援のための見守りの援助

- ・一緒に手助けしながら行う調理(安全確認の声かけ、疲労の確認を含む)
- ・入浴、着替えなどの見守り(必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む)
- ・ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ(声かけや見守り中心で必要な時だけ介助)
- ・移動時、転倒しないように側について歩く(介助は必要な時だけで、事故がないように常に見守る)
- ・車イスでの移動介助を行いお店に行き、本人が自ら品物を選べるよう援助
- ・洗濯物を一緒に干したり、たたんだりする事により、自立支援を促すと同時に、転倒予防などのための見守りや声かけを行う。
- ・認知症の方と一緒に冷蔵庫の中の整理などを行うことにより、生活歴の喚起を促す。

「生活援助」(直接本人の援助)

ア 調理 ご契約者の食事の用意をします。(ご家族の分は出来ません)

イ 洗濯 ご契約者の衣類等の洗濯をします。(ご家族の分は出来ません)

ウ 掃除 ご契約者の居室の掃除や整理整頓を行います。

エ 買物 ご契約者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。

「サービス利用料金」

ご利用者様の所得に応じて、下記の金額の1割～3割負担となります。

I、訪問介護（介護保険適用分）

身体介護	サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	90分以上 (30分増す毎に)
	利用料金 (10割)	1,664円	2,491円	3,951円	5,789円	837円

生活援助	サービスに要する時間	20分以上 45分未満	45分以上
	利用料金 (10割)	1,827円	2,246円

※ 1回の訪問で「身体介護」と「生活援助」が混在する場合（身体介護が中心である訪問介護を行い、引き続き、生活援助を行った場合）は、上記「身体介護」の料金に下記料金を加えます。

サービスに要する時間	20分以上 45分未満	45分以上 70分未満	70分以上
利用料金	663円	1,327円	1,990円

II、札幌市訪問介護相当型サービス（介護保険適用分）

【週1回利用】

サービス区分	45分未満	45分以上 60分未満	60分以上	週1回（月額）
利用料金	2,093円/回	2,828円/回	2,930円/回	12,006円
利用回数 (上限)	月4回	月4回	月3回	—

※月に5週ある場合など、利用回数の上限を超える場合は月額での利用料金となります。

【週2回利用】

サービス区分	45分未満	45分以上 60分未満	60分以上	週2回（月額）
利用料金	1,991円/回	2,685円/回	2,777円/回	23,983円
利用回数 (上限)	月8回	月8回	月7回	—

※月に5週ある場合など、利用回数の上限を超える場合は月額での利用料金となります。

【週2回を超える】※要支援2

サービス区分	月額
利用料金	38,052円

(4)、利用料金の支払方法

請求方法

- 1) 利用料、利用者負担額（各種保険を適応する場合）及びその他の費用額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額を説明します。
- 2) 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに、あらかじめ指定された方にお届け（郵送）いたします。

支払い方法

- 1) 利用明細と照合の上、請求翌月の5日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。
 - (ア) 事業者（振込用紙）への振り込み
 - (イ) 利用者指定口座からの自動振替
 - (ア) (イ) の手数料についてはご利用者様の負担になります。
- 2) お支払いの確認をしたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。

振込み先

札幌中央信用組合 澄川支店 普通預金 1189159
株式会社大蔵マネジメント

※利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を3ヶ月分以上滞納した場合には事業者は1ヶ月以上の相当な期間を定めてその支払いを催告し、期間満了までに支払わない場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6、サービスの利用に関する留意事項

(1)、サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。但し、実際のサービス提供にあたっては複数の訪問介護員が交代してサービスを提供致します。

(2)、訪問介護員の交代

ア、ご契約者からの申し出

選任された訪問介護員の交代を希望する場合は、業務上不適当と認められる事情その他の理由を明らかにし、交代を申し出ることができます。

イ、事業者からの訪問介護員の交代

事業者の都合により、訪問介護員を交代することがあります。

訪問介護員を交代する場合は、ご契約者及びその家族等に対してサービス利用上不利が生じないよう十分配慮致します。

(3)、サービス実施時の留意事項

ア、定められた業務以外のサービス禁止

ご契約者は、「当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業所に依頼できないこととされています。

イ、訪問介護サービス実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令は、すべて事業者が行います。

但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたってご契約者の事情とご意向等に十分配慮するものとします。

ウ、備品等の使用

訪問介護サービスの実施の為必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は、無償で使用させて頂きたくお願い致します。

(4)、サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービスの変更を行います。その場合事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じた利用料金を請求します。

10、サービス利用の中止

(1)、ご利用者がサービス利用の中止をする際には、速やかに所定の連絡先までご連絡下さい。

連絡先（電話） 011-598-6330（訪問介護事業所さんごの里）

(2)、ご利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡下さい。当日のキャンセルは、下記のキャンセル料を申し受けることになりますのでご了承下さい。（ご利用者の体調の急変など、緊急やむ得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。）

(3)、キャンセル料は、以下の通りお支払いいただきます。

時 間	キャンセル料	備 考
サービス提供 予定の前日	無 料	
サービス提供 予定の当日	予定されていたサービスの 介護報酬額の10割	

11、虐待・身体拘束の防止について

(1)、虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(2)、虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。

(3)、従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。

(4)、事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

(5)、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（養護している親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

(6)、事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

(7)、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。

(8)、虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。
担当者：林 克典

12、業務継続に向けた取組の強化について

(1)、感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2)、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3)、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

令和 年 月 日

事業者は、契約者へのサービス提供開始にあたり、「説明書」に基づいて重要事項を説明しました。

事業者 住 所 札幌市豊平区平岸1条17丁目2番1号 東急ドエル平岸ビレジ1号棟404号室

事業者名 株式会社大蔵マネジメント

代表者氏名 代表取締役 佐野 真人 (印)

事業所 所 在 地 札幌市豊平区平岸1条17丁目2番1号 東急ドエル平岸ビレジ1号棟404号室

事業所番号 0170515340

事業所名 訪問介護事業所さんごの里

説明担当者

契約者は、事業者より「説明書」に基づいて重要事項の説明を受け同意しました。

契約者 住 所

氏 名 (印)

代筆者 氏 名 (印)

(契約者との関係)

代筆理由:

家 族 住 所

氏 名 (印)

(続柄)

策定 : 令和 5年 1月 1日

改訂 : 令和 5年 10月 1日
: 令和 6年 4月 1日